

株 式 取 扱 規 則

東京計器株式会社

# 株 式 取 扱 規 則

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (目 的)

当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い（株主の権利行使に際しての手續等を含む。）及びその手数料については、定款の定めに基づきこの規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）並びに口座管理機関である証券会社及び信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。

当会社及び当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱い及び手数料、権利行使に際しての手續等は、この規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

### 第 2 条 (株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

### 第 3 条 (請求又は届出)

この規則による請求又は届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第 19 条第 1 項に定める場合は、この限りでない。

前項の請求又は届出について、代理人によって行うときは、代理権を証する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときは同意を証する書面を提出するものとする。

当会社は、第 1 項の請求又は届出が証券会社等及び機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。

当会社は、第 1 項の請求又は届出をした者に対し、その者が株主又は代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。

当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第 1 項の請求又は届出を受理しない。

## 第 2 章 株主名簿への記載又は記録等

### 第 4 条 (株主名簿への記載又は記録)

当会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載又は記録を行う。

当会社は、株主名簿に記載又は記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載又は記録を変更する。

前 2 項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載又は記録を行

う。

第 5 条（株主名簿に使用する文字等）

当会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載又は記録するものとする。

第 6 条（新株予約権原簿への記載又は記録等）

新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

### 第 3 章 諸届

第 7 条（株主等の住所、氏名又は名称の届出）

株主等は、住所、氏名又は名称を当会社に届け出なければならない。

前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。

第 8 条（外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出）

外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか又は通知を受けるべき場所を定めて届け出るものとする。

常任代理人は、前条第 1 項の株主等に含むものとする。

第 1 項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届出なければならない。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。

第 9 条（法人の代表者）

株主等が法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名を届け出るものとする。

前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。

第 10 条（共有株式の代表者）

株式を共有する株主は、その代表者を定めてその住所、氏名又は名称を届け出るものとする。

前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届出るものとする。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。

第 11 条（法定代理人）

親権者又は後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所、氏名又は名称を届け出なければならない。

前項の届出、変更又は解除は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。

第 12 条（その他の届出）

第 7 条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特

段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。  
証券会社等で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

#### 第13条（新株予約権者の届出事項等）

当社の新株予約権原簿に記載又は記録される者の届出事項及びその届出方法については第7条から前条を準用する。ただし、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

### 第4章 単元未満株式の買取り

#### 第14条（買取りの請求）

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行なうものとする。

#### 第15条（買取価格）

単元未満株式の1株当たりの買取価格は、第2条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所において請求を受けた日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格によるものとする。

#### 第16条（買取代金の支払）

買取代金は、前条の買取価格が決定し、かつ買取請求が第2条に定める事務取扱場所に到着した日から4営業日目に買取請求者に支払う。

買取価格が剰余金の配当、株式の分割又は新株引受権等の権利付価格であるときは、基準日又は割当日までに、買取価格が剰余金の配当、株式の分割又は新株引受権等の権利落価格であるときは、基準日又は割当日の翌日以降に支払うものとする。

買取請求者はその指定する銀行預金口座への振込又は郵便振替現金払による買取代金の支払を請求することができる。

買取代金の支払に際し第19条第1項に定める手数料を控除する。

#### 第17条（買取株式の移転）

買取りの請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当社の口座に振り替えられるものとする。

### 第5章 手数料

#### 第18条（手数料）

当社の株式取扱いに関する手数料は、無料とする。ただし、第14条（買取りの請求）に基づく株式買取りの請求は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額を手数料として請求する。

株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

## 第6章 少数株主権等の行使方法

### 第19条（少数株主権等の行使方法）

社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という）第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申し出をしたうえ、記名押印した書面により行なうものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項及び第5項を適用する。当会社が第1項の請求に基づき、議案提案の理由及び議案が役員選任議案の場合の候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、その字数が400字を超えるときには、概要を記載することとする。

## 第7章 雑則

### 第20条（総株主通知に係る正当な理由）

当会社は、以下のときは、機構に対し、当会社の定める一定の日の株主について総株主通知をするよう請求することができる。

- （1）現在の株式所有者に対して通知をなす必要があると取締役会が判断した場合
- （2）現在の株式所有者を株主名簿に反映させるべきであると取締役会が判断した場合
- （3）株主の意思を確認するための手続を実施する必要があると取締役会が判断した場合

### 第21条（情報提供請求に係る正当な理由）

当会社は、以下のときは、機構に対し、加入者の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面の交付又は電磁的記録の提供をするよう請求することができる。

- （1）当会社が、特定の者が株主として請求等をしようとする旨認知した場合
- （2）大量保有報告書の記載の正確性について調査を要すると判断した場合
- （3）特定の者又はグループに属する者が当社株式の20%以上を取得していることが疑われ、買収防衛策の発動要件を充足しているか確認する必要があるとき

### （別表） 単元未満株式買取請求に伴う手数料

株式取扱規則第18条にもとづく金額(単元未満株式買取請求に伴う手数料)は、以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式数の数で按分した金額とする。

（算式）第15条に定める1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%

（円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。）

ただし、1 単元あたりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。

## 付 則

第 1 条 この規則の変更は取締役会の決議によるものとする。

第 2 条 この規則は平成 22 年 1 月 6 日から実施する。

制 定 昭和 42 年 4 月 1 日

改 定 昭和 43 年 9 月 30 日

” 昭和 45 年 5 月 30 日

” 昭和 52 年 12 月 29 日

” 昭和 53 年 5 月 23 日

” 昭和 56 年 6 月 30 日

” 昭和 57 年 10 月 1 日

” 平成 3 年 11 月 29 日

” 平成 5 年 6 月 30 日

” 平成 6 年 8 月 1 日

” 平成 6 年 10 月 31 日

” 平成 11 年 10 月 29 日

” 平成 12 年 4 月 25 日

” 平成 13 年 10 月 29 日

” 平成 14 年 6 月 27 日

” 平成 15 年 4 月 1 日

” 平成 17 年 10 月 1 日

” 平成 18 年 5 月 1 日

” 平成 18 年 6 月 29 日

” 平成 21 年 1 月 5 日

” 平成 21 年 6 月 26 日

” 平成 22 年 1 月 6 日